

南部町公告第 38 号

公用車管理D X 及び包括維持管理業務の公募型プロポーザル方式に係る手続開始 の公告について

公用車管理D X 及び包括維持管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告します。

令和 7 年 12 月 16 日

南部町長 工 藤 祐 直

1 業務概要

- (1) 業務名 公用車管理D X 及び包括維持管理業務
- (2) 業務内容 「公用車管理D X 及び包括維持管理業務仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日まで

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 南部町物品調達等競争入札参加資格審査規則（令和 3 年南部町規則第 14 号）第 4 条の規定に基づく審査を受け、当該業務に対応する業種が南部町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、本件に関する公告日現在、南部町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合であっても、第 4 (2) 4 に掲げる提出期限までに必要書類を提出し、承認されることにより入札に参加できるものとする。
- (3) 南部町財務規則（平成 18 年南部町規則第 50 号）第 107 条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 南部町物品調達等条件付一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、南部町物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領（令和 6 年 7 月 1 日制定）、青森県建設業者等指名停止要領（平成 2 年 6 月 28 日付け青監第 633 号）並びに南部町暴力団排除条例（平成 23 年南部町条例第 14 号）に基づく指名停止又は指名除外の措置を受けていないこと。

- (6) プライバシーマークまたは ISMS (ISO/IEC 27001) 等の情報セキュリティに関する認証を取得していること。
- (7) 過去5年以内に、国または地方公共団体において、テレマティクスを活用した公用車管理システムの導入およびメンテナンス受託管理業務について、同種・同規模の履行実績を有すること。
- (8) 全国規模の提携工場ネットワークを有し、町内のみならず町外での公務中の故障に対し、迅速なロードサービス等の手配が可能であること。

3 実施スケジュール

本プロポーザルの主なスケジュールは次のとおりとする。ただし、町の都合により変更する場合がある。

- (1) 公募開始 令和7年12月16日（火）
- (2) 質問書提出期限 令和7年12月26日（金）
- (3) 質問書への回答公表 令和8年1月7日（水）
- (4) 参加申込書等提出期限 令和8年1月15日（木）
- (5) 参加資格確認結果通知発送 令和8年1月19日（月）
- (6) 企画提案書等提出期限 令和8年1月27日（火）
- (7) プрезентーション実施 令和8年2月2日（月）
- (8) 選定結果通知 令和8年2月3日（火）
- (9) 契約締結 令和8年2月4日以降

4 実施要領等の配布方法

- (1) 実施要領等の本プロポーザルに参加するために必要となる書類は、町ホームページに掲載するので各自取得すること。
- (2) 町ホームページのURLは次のとおり。
<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

5 その他

詳細は、「公用車管理DX及び包括維持管理業務公募型プロポーザル実施要領」による。

6 書類の提出先及び問合せ先

南部町役場 総務課 管財班

〒039-0595 青森県三戸郡南部町大字平字広場28-1

電話：0178-76-2111 FAX：0178-38-5974

E-mail : kanzai1@town.aomori-nanbu.lg.jp